## 次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように 行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 2025年 4月 1日~ 2030年 3月 31日までの 5年間
- 2. 内容

目標1: 育児休業等の制度についての女性労働者向けのパンフレットを作成し、所属長・ 管理職に配布し、制度の周知を徹底する。女性育休取得率100%維持

## <対策>

- 女性産育休対象者に向けたパンフレット作製
- 所属長・管理職を対象とし、配布と制度の周知を目的とした研修を実施

目標2:時短勤務終了からフルタイム勤務への復帰率を80%以上とする

## <対策>

- 各部署において、対象者に合った労働時間の提案が可能であるか調査をする
- フレキシブルで適応可能な勤務時間とその適応期間を提案
- 対象者への説明面談を施行